

昭和二十四年十一月十五日  
答弁第一五号

(質問の一五)

内閣衆甲第七六号

昭和二十四年十一月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員井出一太郎君提出国民厚生上、医学に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井出一太郎君提出国民厚生上、医学に関する質問に対する答弁書

西医学と称されるものは、今日までのところ医学界においても承認されていないので、政府としては、今直ちにこれに対する積極的措置を講ずる意思はない。

しかして現在においては、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の規定に抵触するものについては、これをいわゆる医業類似行為の一種として、取締つてゐる状況であり、今後もその方針で進みたいと考えてゐる。

右答弁する。